



(1) やまぽっか(やまがた省エネ健康住宅) について

① やまがた省エネ健康住宅認証制度



① やまがた省エネ健康住宅認証制度

概要



■ やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）とは・・・

もっとも寒い時期の就寝前に暖房を切っても翌朝の室温が10℃を下回らない**断熱性能**と、その断熱効果を維持するための**気密性能**を有する住宅をいいます。

■ 概要

項目	内容
対象となる住宅	「新築住宅」・「全体断熱改修を行う既存住宅」
認証機関	山形県（受付・審査は各総合支庁建設部建築課）
手数料	無料
その他要件	◎設計者又は施工者が「住宅省エネルギー技術講習会」修了者又は修了者が雇用されていること ◎施工者は県内に住所を有する個人事業者又は県内に本店・主たる事務所を有する法人に限る

① やまがた省エネ健康住宅認証制度 認証基準



○断熱・気密性能の基準値

山形県内全域
令和7年4月より、4地域の基準に統一予定*4

等級	外皮平均熱貫流率(UA値)(W/m ² K)*1			相当隙間面積(C値)(cm ² /m ²)*2
	3地域*3	4地域*3	5地域*3	
Y-G3	0.20以下	0.23以下	0.23以下	1.0以下
Y-G2	0.28以下	0.34以下	0.34以下	
Y-G1	0.38以下	0.46以下	0.48以下	
[参考]国の定める断熱性能(等級4)	0.56以下	0.75以下	0.87以下	基準なし

- *1 外皮1m²当たりの室内から外気に逃げる熱量。数値が小さいほど断熱性能が高い。
- *2 床面積1m²あたりの建物全体の隙間。小さいほど気密性能が高く、断熱性能の低下を防ぐ効果がある。
- *3 3地域：新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
4地域：山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、庄内町、三川町、遊佐町
5地域：酒田市（旧酒田市に限る。）
- *4 基準の統一は県の認証制度に限ります。ご注意ください。

○その他の基準

夏季の防暑計画（有効な日射遮蔽対策と通風の確保）と防露性能の確保（結露の発生を防止するための措置）を行うこと

断熱性能は国の基準を大きく上回り、気密性能を独自に規定

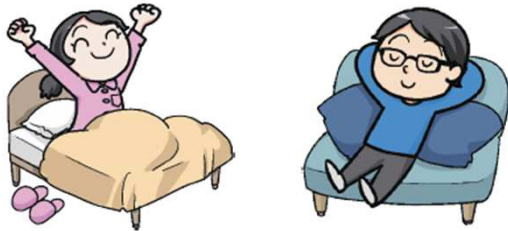
① やまがた省エネ健康住宅認証制度 健康面でのメリット



生活の質との関係

温暖な住環境等で
心身が満たされた生活に

温度、騒音、照度、衛生、安全、防犯に問題がない住環境の人々はQOL(生活の質)が高いことがわかっています。



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/33739475>

睡眠の質との関係

寝室が寒くなると
睡眠の質が低下

寝室がいつも寒く、乾燥していると感じている住宅では睡眠障害の疑いがある人が多いことがわかっています。

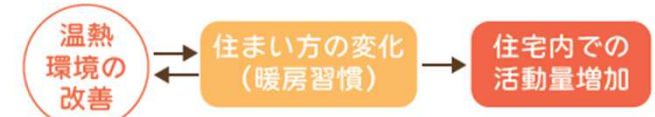


PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34916715/>

住宅内活動時間との関係

居間や脱衣所の室温が上昇すると
住宅内での活動が活発に

断熱改修により居間や脱衣所の室温が上昇。コタツが不要となることなどで、住宅内の1日の身体活動時間が最大で約50分増加する可能性があります。



https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

子供の疾病との関係

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では
喘息の子供が半分

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では16.1℃未満の住宅に比べて喘息の子供が0.5倍



https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

健康診断結果

室温(18℃以上、18℃未満、12℃未満)で比較
健康診断結果にも差が

室温が18℃以上の住宅に住む人は、18℃未満、12℃未満の住宅に住む人に比べて、

- 心電図の異常所見のある人が1.8倍、2.2倍
- 総コレステロール値が基準範囲を超える人が1.8倍、1.9倍



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34641787/>
<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/35570002/>

入浴方法との関係

“熱め入浴”のおそれ
入浴事故リスクに気をつけて!

居間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが高いとされる“熱め入浴(42℃以上)”が約1.7倍に増加します。また、部屋間の温度差を無くすために居室だけでなく、家全体を暖かくすることが重要です。



https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

引用元: <https://www.mlit.go.jp/common/001582297.pdf>

① やまがた省エネ健康住宅認証制度 等級別の省エネ性能



○室温

やまがた省エネ健康住宅のグレード	暖房期最低室温
Y-G3	概ね15℃を下回らない
Y-G2	概ね13℃を下回らない
Y-G1	概ね10℃を下回らない

10度（最高等級では15度）を下回らない断熱性能

○省エネ基準（平成28年基準）と比較した暖房費の削減率

やまがた省エネ健康住宅のグレード	暖房負荷削減率
Y-G3	約70%削減
Y-G2	約50%削減
Y-G1	約35%削減

国の断熱基準と比較して、暖房費を最大7割削減できる

① やまがた省エネ健康住宅認証制度 手続きの流れと提出書類



①断熱工事着手の40日前まで

設計認証申請

■提出書類（2部）

- ・申請書
- ・設計内容等説明書
- ・提出書類等チェックリスト
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書
- ・各階平面図
- ・立面図（4面）
- ・断面図or矩計図
- ・基礎伏図
- ・各種計算書
- ・計算の根拠資料(カタログ等)
- ・雇用関係がわかる書類 など

設計適合証

②断熱工事着手の10日前まで

中間検査申請

■提出書類（1部）

- ・申請書
 - ・検査事項チェックリスト
 - ・工事記録書
(断熱に係る施工状況が分かる写真)
- ※検査事項チェックリストは
検査時まで提出
- ※工事記録書
(1)断熱工事が全て終わった時点で
提出。
(2)玄関ドア等の施工が他の断熱箇所の
施工から一定期間有する場合は、
建設認証時に提出することが可能。

検査済証

③工事完了後

建設認証申請

■提出書類（2部）

- ・申請書
 - ・気密性能試験報告書
 - ※検査事項チェックリスト
 - ※工事記録書
- ※は中間検査時に、玄関ドア等に係
る部分を提出していない場合。

認定証

3段階の手続きがあり、断熱施工の検査や気密測定が必要